

議第 5 号

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 3 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市荒城クリーンセンターを廃止するため改正しようとする。

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(処理場の設置) 第16条 市は、一般廃棄物を適正に処理するため、次の処理場を設置する。		(処理場の設置) 第16条 市は、一般廃棄物を適正に処理するため、次の処理場を設置する。	
名称	位置	名称	位置
高山市資源リサイクルセンターの項 (略)		高山市資源リサイクルセンターの項 (略)	
高山市久々野クリーンセンター	高山市久々野町久々野3033番地3	高山市久々野クリーンセンター	高山市久々野町久々野3033番地3
高山市荒城クリーンセンター	高山市国府町宮地437番地		
高山市丹生川埋立処分地の項～高山市久々野衛生センターの項 (略)		高山市丹生川埋立処分地の項～高山市久々野衛生センターの項 (略)	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。